平成19年度における検討の進め方について(案)

1 . 地方公共団体からのニーズの汲み上げ、制度の普及・啓発

(1)地方公共団体からのニーズの汲み上げ

部会の機能的な運営を進める観点から、専門委員を中心として、地方公共団体の 実務担当者との研究会等を実施するなど、法に基づく意見聴取とは別に、地方公共 団体からのニーズを汲み上げる機能の充実を図る。

また、専門委員らが積極的に地方に出向いて意見交換する場などを設定し、各地域の民間開放等の取組みに関する考え方等についてのヒアリングを実施。

〔確認したい項目例〕

- ・公共サービスのどんな分野や業務が民間開放の検討対象と考えているのか。
- ・民間開放の阻害要因としては、どのようなものがあるか。
- ・公共サービスの民間開放を推進するための手法の一つとして、「公共サービ ス改革法」に基づく制度をどのようにとらえているか。

(業務の民間開放に係る他の手法との比較等)

そのようにして得られた情報から地方公共団体が共通して抱える課題やそれを克服すべく国に期待されている機能や役割等について分析し、部会の検討に資するようフィードバックする。

(2)情報発信機能の強化

地方公共団体における当該制度の普及・定着を図るためには、「公共サービス改革法」の仕組みを周知し、地方公共団体において自ら積極的に検討していただくことが必要。

当該制度を活用した実例の紹介や地方公共団体における制度導入の検討状況等、 地方公共団体の取組みに資する情報の収集に努めるなど、情報発信機能の強化を推 進する。

2 .「窓口関連業務」に関する具体的な対象業務・分野の選定

地方公共団体が主たる実施主体である「窓口関連業務」については、地方公共サービス部会において、対象業務・分野の選定に関する調査検討を行うこととされた。

現在、市区町村の実施する窓口業務に関する調査を実施しており、この調査結果を踏まえ、市区町村のニーズや共通の問題点など課題を整理した上で、個別に要望のあるものを中心に次回基本方針の改定に反映できるよう、市区町村及び各府省からヒアリングを実施する予定。

部会における調査検討については、窓口関連業務を主に担当する委員及び専門 委員を中心に進める。